

説明会及び 事前周知措置のポイント

- ▶ 再エネ特措法では、FIT/FIP認定に当たり、**説明会及び事前周知措置の実施**を求めています。
- ▶ 説明会及び事前周知措置は、**再エネ特措法、再エネ特措法施行規則並びに「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に従って実施する必要**があります。



再エネ特措法に基づく説明会等の趣旨・目的

令和6年4月に改正された再エネ特措法では、FIT/FIP認定に当たって説明会及び事前周知措置(以下、「説明会等」といいます)の実施を求めています。その趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民へ適切な情報提供を行い、地域の懸念に対応することを通じて、**再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成することで、地域と共生した再エネの導入を図ること**です。

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」とは

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます)は、**再エネ特措法に基づく説明会及び事前周知措置の運用における詳細や、再エネ発電事業の地域との共生を実現するために必要な事項を説明するもの**です。説明会及び事前周知措置は、再エネ特措法、再エネ特措法施行規則及び「ガイドライン」に従って実施する必要があります。

注意 点

本資料は、「ガイドライン」の内容の一部を紹介し、「ガイドライン」の理解を補助することを目的とした周知・広報資料です。**実際に説明会及び事前周知措置を実施する際は、「ガイドライン」を必ずご参照ください。**再エネ特措法に基づく説明会及び事前周知措置の要件を満たさない場合には、FIT/FIP認定が行われませんので、十分ご注意ください。

説明会又は事前周知措置を実施すべき 再エネ発電事業の範囲



FIT/FIP認定に当たって説明会又は事前周知措置の実施が必要となる再エネ発電事業の範囲は、概ね以下のとおりです。なお、これらに該当しない場合であっても、必要に応じて、説明会の開催等を通じて、地域の住民と適切にコミュニケーションを図るよう努めることが必要です。

		住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光、屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域等に 影響を及ぼす 可能性が高い エリア (※1)	外	説明会／ 事前周知措置を 要件としない		事前周知措置の 実施が必要 (※3)	説明会の開催が必要
	内	説明会／ 事前周知措置を 要件としない (努力義務として求める)			

- ※1 ①森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法の許可の対象エリア、②土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む)又は土石流危険渓流、③条例において自然環境・景観の保護を目的として保護エリアを定めている場合における当該エリアをいいます。
 ※2 出力が10kW未満の太陽光発電事業をいいます。
 ※3 低圧電源であって、事業者の認定申請に係る再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内に、当該事業者と同一の事業者等が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合において、それらの事業に係る電源の出力の合計値が50kW以上となる場合は、説明会を開催する必要があります。



再エネ発電事業計画を変更する場合

FIT/FIP認定を既に取得している場合も、**再エネ発電事業計画の重要な事項を変更する場合(以下参照)は、説明会又は事前周知措置を実施する必要があります。**

説明会又は事前周知措置(※1)を実施すべき計画変更の内容

- 事業譲渡、合併又は会社分割等を原因とする**認定事業者の変更**
- **認定事業者の密接関係者(※2)の変更**
- 再エネ発電設備の**設置場所の変更**
- **認定出力又は太陽光パネルの合計出力を20%以上又は50kW以上増加させる変更**
- **認定出力又は太陽光パネルの合計出力を、新規認定の日又は直近で行った説明会及び事前周知措置の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計値で20%以上又は50kW以上増加させる変更**
- 計画変更によって、**新たに説明会又は事前周知措置の実施が必要となった場合**

- ※1 説明会の開催又は事前周知措置の実施のいずれが必要となるかは、計画変更後の計画内容を前提に、上表(説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲)のいずれに該当するかによることとなります。
 ※2 密接関係者とは、以下の者をいいます。
 (1) 認定事業者の社員(認定事業者が持分会社の場合)
 (2) 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合)
 (3) 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
 (4) 上記(1)～(3)の者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社)

詳細は「ガイドライン」第2章第1節・第2節、第5章第1節を参照

注意点



再エネ特措法に基づく説明会等の要件を満たさない場合は、事業計画の認定要件として求められる説明会等を実施したものと認められず、認定を行わない、又は認定を取り消すなどの厳格な対応の対象となるため、ご注意ください。



「周辺地域の住民」(説明会に出席する住民)の範囲

再エネ特措法に基づく説明会は、「周辺地域の住民」に対して実施する必要があります。「周辺地域の住民」の範囲は以下のとおりです。

- ① 再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が一定の範囲内の居住者^(※1)
- ② 再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地／建物の所有者
- ③ 市町村への事前相談を踏まえ、市町村から「周辺地域の住民」に加えるべきとされた者^(※2)

※1 一定の範囲は、次の場合に応じて以下の範囲をいいます。

(I) 低圧電源の場合：100m

(II) 高圧電源又は特別高圧電源の場合(次の場合を除く)：300m

(III) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業(第一種事業に限る)の場合：1 km

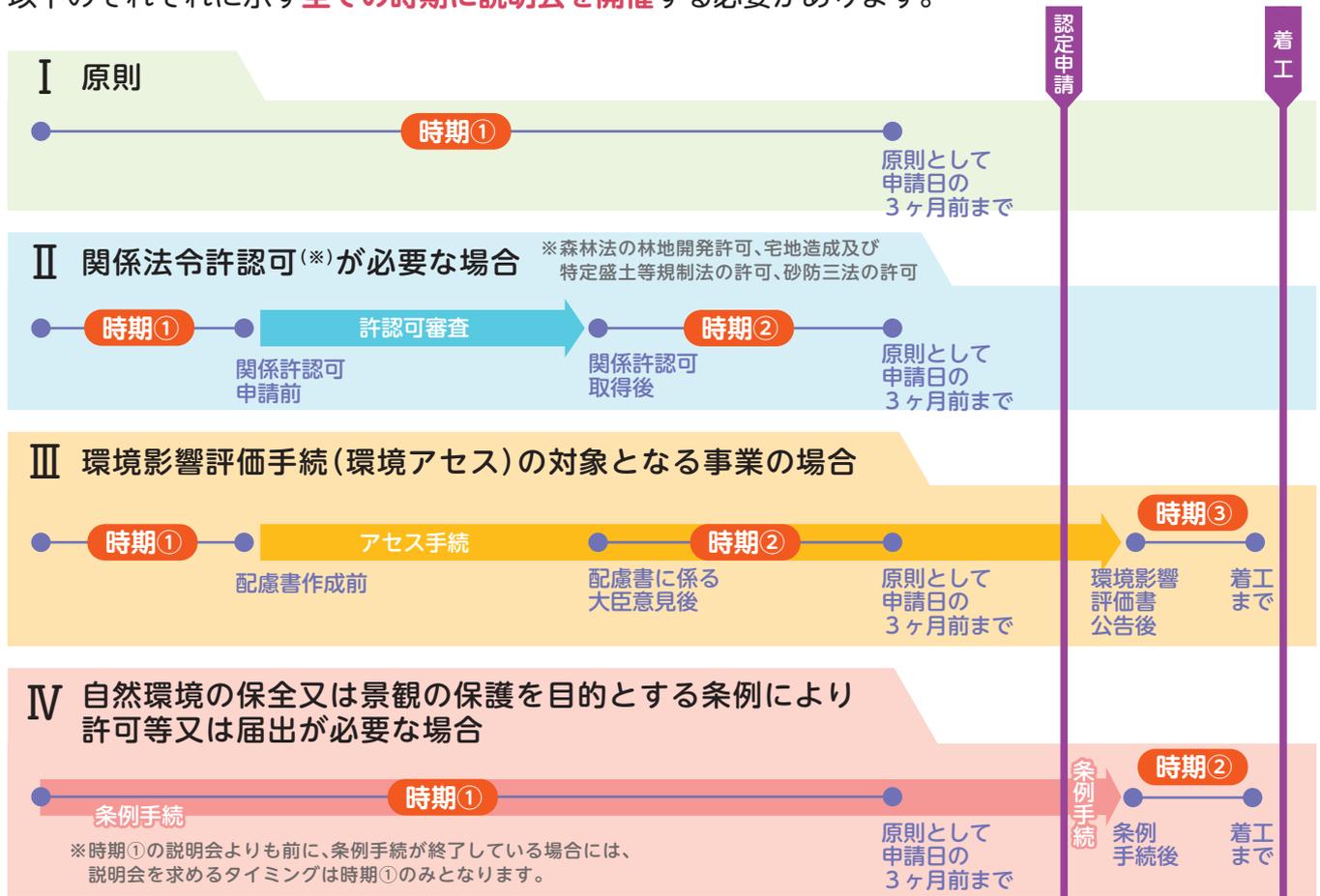
※2 「ガイドライン」に添付の様式(付録1.)により、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に事前相談を行う必要があります。

詳細は「ガイドライン」第3章 第1節 を参照

説明会の開催時期



再エネ特措法に基づく説明会は、原則として認定申請日の3ヶ月前までに開催する必要があります。ただし、下図Ⅱ～Ⅳに該当する場合は、事業実施による周辺地域の住民への影響の大きさ等に鑑み、以下のそれぞれに示す全ての時期に説明会を開催する必要があります。



※ 上記は新規認定申請時の説明会の開催時期を示したものです。計画変更に伴う説明会は原則として変更認定申請の3ヶ月前までに開催する必要があります。

※ 「周辺地域の住民」の範囲について、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に事前相談を行う必要があります(上記参照)。事前相談に係る市町村の事務処理に要する期間や、事前相談の結果、他の市町村への事前相談が発生する可能性も踏まえ、説明会の開催案内の時期までに市町村の意見が得られるよう、スケジュールについて市町村と事前に相談することが有用です。

※ 条例に基づく環境アセスメントの対象となる事業については、上図Ⅲに準ずる全ての時期に開催が必要となります。

詳細は「ガイドライン」第3章 第2節 を参照

説明会の開催日時及び開催場所の選定

説明会の開催日時及び開催場所の選定に当たっては、「**周辺地域の住民**」の出席の便宜を最大限考慮し、合理的な日時及び場所を選ぶ必要があります。

合理的でない開催日時の例として、**深夜・早朝の時間帯**、合理的でない開催場所の例として、「**周辺地域の住民**」にとって**アクセスが困難な場所**や**再エネ発電事業の実施場所と異なる遠隔地の都道府県**等が挙げられます。



詳細は「ガイドライン」第3章 第3節 を参照

開催案内の方法

通知方法

説明会の**開催予定日の2週間前**までに、以下のいずれかの方法により、「**周辺地域の住民**」に対して開催案内を行う必要があります。

- ① **ポスティング**による書面配布
- ② **戸別訪問**による書面配布
- ③ **回覧板**への掲載
- ④ 関係自治体の**公報**又は**広報誌**（紙媒体に限る）への掲載



明示事項

開催案内には、「ガイドライン」の付録3.の様式を参考に、下記の事項を明示してください。また、開催場所の地図を開催案内に添付する必要があります。

- ① 説明会の**開催日時及び開催場所**
- ② 認定申請を行う**事業者の氏名・名称及び連絡先**
- ③ 再エネ発電事業の概要（**電源種・事業実施場所・出力規模**）
- ④ 再エネ発電事業に係る**工事開始予定時期**
- ⑤ 再エネ発電設備の**運転開始予定時期**
- ⑥ 説明会が**再エネ特措法に基づくものであること**
- ⑦ 説明会の参加に当たっての**通知事項**



システムを活用した開催案内を実施するため、資源エネルギー庁に対して、上記の明示事項の内容を**説明会開催の2週間前までに提出**する必要があります。

詳細は「ガイドライン」第3章 第3節 を参照

説明会の議事等



説明会の際には、以下を実施する必要があります。

議事について

説明会には認定申請を行う**事業者自身が出席し、説明項目及び説明事項について説明**します。
説明会では、「周辺地域の住民」の質問及び意見に回答するための**質疑時間を確保し、質疑時間における質問等に誠実に対応**します。



質問募集フォームの設置

質問募集フォームを設置し、説明会の際に説明します（配布資料への掲載を含む）。

説明会の開催後に、**2週間以上の期間にわたり、説明会に出席した「周辺地域の住民」の質問等を受け付け、書面をもって誠実に回答**します。



説明会の録音・録画

事後的に客観的な検証ができるよう、事業者は**出席者のプライバシーを守りながら説明会の議事全体を録音・録画**します。
また、記録を調達期間又は交付期間中、適切に保管します。



説明会を開催したことを証する書類の提出

認定申請時には**説明会を開催したことを証する一定の資料を提出する**必要があります。
提出した説明会概要報告書は、認定後に資源エネルギー庁のシステムを通じて公表されます。

報告書



詳細は「ガイドライン」第3章 第5節 を参照

注意点



説明会等の実施後についても、事業実施の各段階において、周辺地域の住民と適切なコミュニケーションを図るよう努めてください。



説明項目及び説明事項

再エネ発電事業計画の概要等及び事業の影響と予防措置の説明項目について、所定の説明事項に係る説明をする必要があります。説明に当たっては、全ての説明項目について概要を記載した資料を配布して、分かりやすく説明する必要があります。



再エネ発電事業計画の概要等

再エネ発電事業計画の概要等として、大きく5つの項目（再エネ発電事業計画の概要、関係法令遵守状況、土地権原取得状況、工事スケジュール、関係者情報）について、以下の事項を説明する必要があります。

①再エネ発電事業計画の概要

再エネ発電事業計画の概要として、以下の事項を説明すること。

- (1) 認定申請を行おうとする事業者
- (2) 電源種
- (3) 設置形態
- (4) 出力
- (5) 実施場所
- (6) 災害時の活用可能性（パワーコンディショナーの自立運転機能の有無及び給電用コンセントの有無）

②関係法令遵守状況

関係法令遵守状況として、次の関係法令について、**その手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュール及び法令を遵守するための実施体制**について説明すること。

- (1) 再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可
- (2) 認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等
- (3) 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

③土地権原取得状況

土地権原取得状況として、次の事項について説明すること。

- (1) 再エネ発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無
- (2) 説明会開催時点で取得できていない場合は、その取得状況

④工事スケジュール

再エネ発電事業の設置工事の概要として、**着工予定の時期及び運転開始予定の時期を含めて、予定する工事のスケジュール**について説明すること。

⑤関係者情報

関係者情報として、代表者及び役員の氏名・概要（法人の場合）、主な出資者（法人の場合）、予定している保守点検責任者について説明すること。



事業の影響と予防措置

事業の影響と予防措置として、大きく4つの項目（安全面、景観面、自然環境・生活環境面、廃棄物の撤去等）について、以下の事項を説明する必要があります。

①安全面

安全面の影響及び予防措置として、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」（令和5年5月25日関係省庁申合せ）に準拠する形で説明すること。

②景観面

景観面の影響及び予防措置として、条例で設定された保護エリアに該当する場合は、**再エネ発電事業による景観面への影響及び予防措置**について説明すること。

③自然環境・生活環境面

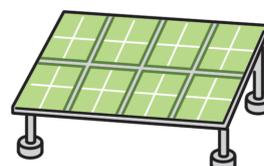
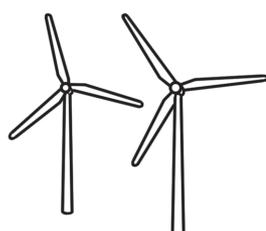
自然環境・生活環境面の影響及び予防措置として、次の項目についてそれぞれ説明すること。

【全電源共通】	(1) 騒音・振動	(2) 水の汚れ／濁り
【太陽光発電事業】	(3) 反射光	(4) 雑草の繁茂
【風力発電事業】	(5) 風車の影による日照阻害	
【地熱発電事業】	(6) 温泉への影響	(7) 蒸気の噴出
【中小水力発電事業】	(8) 流量等への影響	
【バイオマス発電事業】	(9) 燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響（交通／ばい煙・粉じん／臭気等）	
【その他の事業・エリア】	(10) 大気環境（大気質）及び水環境への影響（環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業及び第二種事業を含む。）(11)において同じ）のみ	
	(11) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（動物、植物、生態系）（環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象であって、動植物・生態系への影響が生じ得るものとして、法律や条例で定められたエリアのみ）	

④廃棄物の撤去等

再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置について以下の事項を説明すること。

- (1) 設備の廃棄に係る**廃棄費用の総額**
- (2) 廃棄費用の**算定方法**
- (3) 廃棄費用の**積立開始時期及び終了時期**
- (4) 廃棄費用の**毎月の積立単価**
- (5) (太陽光発電事業の場合)太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報
- (6) 設置及び解体工事に伴って発生する**産業廃棄物の種類(汚泥、コンクリートがら、その他廃材等)及び残土の種類(掘削残土・浚渫残土等)ごとの排出見込量**
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令への遵守体制等
- (8) 土地開発に係る許認可等に基づき、**発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合にあっては、その内容**



詳細は「ガイドライン」第3章第4節を参照

再エネ発電事業計画の変更に伴い 説明会等を実施する場合



再エネ発電事業計画の変更に伴い説明会又は事前周知措置が必要になる場合（P. 2 参照）、特に以下の点に留意して実施する必要があります。

- ① 原則として**変更認定申請の3ヶ月前まで**に実施すること。
- ② 再エネ特措法に基づく**説明会や事前周知措置を過去に行っているかどうか**に応じて説明項目と説明事項が異なるため、留意すること。
- ③ **自治体等との間で締結した協定等の承継**、その他の円滑かつ確実な事業継続に関する事項について説明すること。
- ④ 認定事業者の変更に伴う説明会には、原則として**旧認定事業者と新認定事業者の双方が出席**すること。認定事業者の変更に伴う**事前周知措置は、旧認定事業者と新認定事業者の双方の名義で実施**すること。

詳細は「ガイドライン」第5章 第2節 を参照

事前周知措置について



事前周知措置については以下のように実施します。

①周知範囲

実施場所の敷地境界線からの水平距離が**100mの範囲内の居住者**（以下、本枠内において「周辺地域の住民」といいます）。

②周知方法

- (1) **ポスティング**による書面配布
- (2) **戸別訪問**による書面配布
- (3) インターネット上で「周辺地域の住民」の閲覧に供するとともに、**主たるホームページのアドレスを回覧板に掲載**する方法
- (4) インターネット上で「周辺地域の住民」の閲覧に供するとともに、**主たるホームページのアドレスを関係自治体の公報又は広報誌へ掲載**する方法



③時期

認定申請日の**3ヶ月前まで**に実施^(*)。

④質問募集フォームの設置

事前周知措置の実施後2週間以上の期間にわたり「周辺地域の住民」の質問等を受け付け、書面をもって誠実に回答する必要があります。

※P. 3の「説明会の開催時期」のⅡ～Ⅳに該当する場合は、それぞれに定める時期の全てに実施します。

説明項目及び、説明事項の詳細は**➡P.6**を参照してください。

詳細は「ガイドライン」第4章 第1節 を参照

法令・各種ガイドラインはこちらをご参照ください

経済産業省資源エネルギー庁ポータルサイト
「なっとく!再生可能エネルギー」

[法令集・契約関係](#) | [FIT・FIP 制度](#)



0570-057-333

【受付時間】9:00～18:00（土日祝、年末年始を除く）

※一部のIP電話でつながらない場合は、☎044-952-7917におかけください。



経済産業省
資源エネルギー庁

2025年3月発行